

児童福祉法施行細則及び母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

児童福祉法施行細則及び母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後								
1	<p>(保管物の売却)</p> <p>第17条 福祉総合相談センター所長又は児童相談所長は、<u>法第33条の2第2項</u>(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその保管する物を売却する場合において、その物が高価と認められるときは、公告して競売に付さなければならない。ただし、直ちに売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競買人がない物については、この限りではない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保管物の返還の公告)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2第4項</u>(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、返還に係る物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、14日間福祉総合相談センター又は当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、高価と認められる物については、岩手県報に掲載して行うものとする。</p>	<p>(保管物の売却)</p> <p>第17条 福祉総合相談センター所長又は児童相談所長は、<u>法第33条の2の2第2項</u>(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその保管する物を売却する場合において、その物が高価と認められるときは、公告して競売に付さなければならない。ただし、直ちに売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競買人がない物については、この限りではない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(保管物の返還の公告)</p> <p>第18条 <u>法第33条の2の2第4項</u>(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、返還に係る物の名称、種類、数量及び形状、児童がその物を所持するに至った経緯その他必要な事項を記載して、14日間福祉総合相談センター又は当該児童相談所の掲示場に掲示して行うものとする。ただし、高価と認められる物については、岩手県報に掲載して行うものとする。</p>								
2	<p>別表第1(第23条関係)</p> <p>徴収額(本人又は扶養義務者)</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分</td><td rowspan="2">入所施設</td><td>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には</p>	各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設	[略]	<p>別表第1(第23条関係)</p> <p>徴収額(本人又は扶養義務者)</p> <table border="1"><tr><td rowspan="2">各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分</td><td rowspan="2">入所施設</td><td>児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には</p>	各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分	入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設	[略]
各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分	入所施設			知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設						
		[略]								
各月初日の措置等の対象者の属する世帯の階層区分	入所施設	児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設								
		[略]								

、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入院させる指定医療機関、重症心身障害児施設、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4 法第50条第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算、入所児童(者)処遇特別加算費、ボイラー技師雇上費、除雪費及び里親手当を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5 [略]

、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。)の額をいう。

2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項(これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。)

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由児を入院させる指定医療機関、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4 法第50条第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用から別に定めるところによる民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、スプリンクラー保守管理等費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費及び里親手当を控除した額がこの表に定める額に満たない場合は、当該控除した額をもってこの表に定める額とする。

5 [略]

6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、0円をもってこの表に定める額とする。

(1) 扶養義務者のいない世帯

(2) [略]

(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第14項から第16項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立

6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、0円をもってこの表に定める額とする。

(1) 扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業所に措置された児童は、単身世帯とみなす。）

(2) [略]

(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯

(4) [略]

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立

支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。
以下同じ。)の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童について障害者自立支援法第5条第8項の児童デイサービスを利用している場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額(当該世帯における入所施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに法第24条の2第1項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児(以下「施設入所児童等」という。)に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの又は知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収額であるもの)にあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、同項の障害児施設給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成20年岩手県規則第1号)による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。)を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定知的障害児施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は0円とする。
施設入所児童等に係る徴収額+施設入所児童等に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童等の人数-1)

8~10 [略]

別表第2(第23条関係)

支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。
以下同じ。)の属する世帯の扶養義務者が障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額(当該世帯における入所施設、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児(以下「施設入所児童等」という。)に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるもの)にあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるもの)にあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(平成20年岩手県規則第1号)による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。)を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は、0円とする。
施設入所児童等に係る徴収額+施設入所児童等に係る徴収額×0.1×(当該世帯における施設入所児童等の人数-1)

8~10 [略]

別表第2(第23条関係)

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

徴収額

[略]

備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

2 この表のD₁からD₁₉までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）

3～6 [略]

3 別表第3（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

別表第3（第24条関係）

自己負担限度額

[略]

備考1 [略]

2 この表のCからGまでの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、<u>第41条の3の2第4項及び第5項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～5 [略]</p>	<p><u>省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて</u>」によって計算された所得税の額をいう。ただし、<u>所得税額</u>を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、<u>第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～5 [略]</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 母子保健法施行細則（昭和41年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収費用額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項<u>及び</u>第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p>	<p>別表（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収費用額</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>備考1 この表のC₁の階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂の階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u>の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 この表のD₁からD₁₄までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定<u>並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて</u>」によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、<u>第41条の3の2第4項及び第5項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>は、適用しないものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、<u>第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項（これらの規定が改正された場合における経過規定を含む。）</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中表1の項の改正部分は公布の日から、同条中表3の項の改正部分及び附則第4項の規定は同年8月1日から施行する。
(児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条(表2の項の改正部分に限る。次項において同じ。)の規定による改正後の児童福祉法施行細則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始される児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第22条第1項及び第23条第1項本文並びに第27条第1項第3号及び同条第2項に規定する措置並びに法第33条の6第1項本文に規定する援助(以下この項において「措置等」という。)並びにこの規則の施行の際現に行われている措置等のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該措置等のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した措置等に係る徴収額については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の児童福祉法施行細則別表第2の規定は、施行日以後に開始される法第20条第1項に規定する療養の給付(以下この項において「給付」という。)及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収額については、なお従前の例による。
- 4 第1条(表3の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の児童福祉法施行細則別表第3の規定は、平成24年8月1日以後に開始される法第21条の5に規定する医療の給付等(以下この項において「給付等」という。)及びこの規則の施行の際現に行われている給付等のうち同日以後の期間に対応する分に係る自己負担限度額について適用し、当該給付等のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に終了した給付等に係る自己負担限度額については、なお従前の例による。
(母子保健法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第2条の規定による改正後の母子保健法施行細則別表の規定は、施行日以後に開始される母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条の規定に基づく養育医療の給付(以下「給付」という。)及びこの規則の施行の際現に行われている給付のうち施行日以後の期間に対応する分に係る徴収費用の額について適用し、当該給付のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に終了した給付に係る徴収費用の額については、なお従前の例による。